

2-2. 福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時に世帯の生計維持が困難となった場合に、
一時的な費用(上限10万円)を貸し付ける資金です。
この資金のみ、連帯保証人・連帯借受人は不要です。



対象となる世帯

- 低所得世帯
- 障がい者世帯
- 高齢者世帯

※生活保護世帯は対象と
なりません。

緊急小口資金は
連帯保証人・連帯借受人は
不要です。

※高齢者世帯については、「日常生活上、療養又は介護を必要とする高齢者が属する世帯」であることが
必要です。

借入ケース例

- ① 臨時の医療費又は介護費の支払等により生活費が必要。
- ② 火災等被災によって生活費が必要。
- ③ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要。
- ④ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要。
- ⑤ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払による支出増。
- ⑥ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じる。
- ⑦ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や、実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受ける
ために経費が必要。
- ⑧ 給与等の盗難によって生活費が必要。
- ⑨ その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められる場合。



緊急小口資金の 利用について

原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の
利用が要件となります。

※一定の安定した収入があり、一過性の事由により資金を必要としている場合等を除く。

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	返済期間	貸付利子
福祉資金 緊急小口資金	100,000円以内	貸付の日から2月以内	12月以内	無利子
返済例	元金100,000円 12月(12回)の場合 月額8,330円 (最終回8,370円)			

必要な書類

内容	対象者	書類(2つ以上ある場合はいずれか)
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	●健康保険証の写し ●本籍地が記載された住民票(世帯全員分)
世帯の所得が分かる書類	借入申込者	●源泉徴収票、所得証明書等(世帯全員分) ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等(3か月分程度) ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額が分かる書類
その他	借入申込者	●必要に応じ、運転免許証の写し、借入申込者の顔写真が添付された証明書等 ●その他、貸付審査に必要な書類 ●必要に応じ、自立相談支援機関の相談受付・申込票等の写し、プラン兼事業等利用申込書

※上記以外にも、必要に応じて書類を求める場合があります。

生活福祉資金 Q&A

Q1. 据置期間(すえおききかん)とはなんですか?

A1. 据置期間とは資金の借入後、返済を開始するまでの猶予期間のことです。この間は無利子となります。
資金の種類によって、据置期間が異なります。

Q2. 返済期間に返済完了できない場合はどうなりますか?

A2. 返済期間は、貸付時に決定となります。資金によって指定できる期間が異なります。決定した返済(償還)期間内に返済(償還)完了できない場合、延滞利子(返済していない借入金の新たな利子)が発生します。

Q3. 民生委員はどのように関わりますか?

A3. 福祉資金 福祉費、教育支援資金の借入れに当たっては、民生委員の調査書が必要となります。
借入れに関する情報を民生委員と共有し、見守り等のご協力をお願いしています。

Q4. 母子世帯ですが、利用することはできますか?

A4. 母子世帯や父子世帯、寡婦世帯の方は、母子・父子・寡婦福祉資金のご利用を優先していただきます。お住まいの市町村役場にお問合せください。